

瀬戸市訓令第 5 号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和 3 7 年瀬戸市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 2 8 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第 1（第 4 条—第 6 条関係）						別表第 1（第 4 条—第 6 条関係）					
1 庶務関係						1 庶務関係					
決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
<省略>						<省略>					
後援名義の承認			定例的なもの以外のも の	定例的なもの	秘書広報課 長合議	後援名義の承認			定例的なもの以外のも の	定例的なもの	政策推進課 長合議
<省略>						<省略>					
2 及び 3 <省略>						2 及び 3 <省略>					

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行し、改正後の瀬戸市決裁規程の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。